

昭和五十三年通商産業省令第三十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二十九十一号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第十一条の四)
- 第二章 国際出願(第十二条―第三十八条)
- 第三章 国際調査(第三十九条―第五十条の三)
- 第四章 国際予備審査(第五十一条―第七十条)
- 第五章 雑則(第七十一条―第八十五条)

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(書面による手続等)

第二条 法に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関する手続(以下「手続」という)は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。

3 書面は、一件ごとに作成しなければならない。

3 書面には、提出者の氏名又は名称及びあて名を記載し、かつ、署名をしなければならない。

(書面の用語等)

第三条 書面は、次項に規定するものを除き、当該書面に係る国際出願の言語と同一の言語により記載しなければならない。

2 委任状、国籍証明書その他の書面であつて、当該書面に係る国際出願の言語以外の言語により記載されたものには、当該国際出願の言語によるその翻訳文を添付しなければならない。

(記載してはならない表現等)

第四条 国際出願には、次のものを記載してはならない。

- 一 善良の風俗に反する表現又は図面
- 二 公の秩序に反する表現又は図面
- 三 出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性をひぼうする記述

四 国際出願に記載した事項と関連性のない又は不必要な記述

(代理権の証明)

第五条 法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならない。

一 第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条(1)(i)の規定による締約国(以下「指定国」という。)の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ

二 国際予備審査を請求する者が国際予備審査請求書においてする代理人又は代表者の選定の届出

2 手続をした者が第六条第二項の規定による代理人若しくは代表者の選定の届出又は第六条の二第一項の規定による復代理人の選定の届出をする場合は、その代理人若しくは復代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつて証明しなければならない。

3 特許庁長官は、代理人又は第六条第一項に規定する代表者がした前二項に掲げる手続以外の手続について必要があると認めるときは、代理権又は代表者である旨を証明する書面の提出を命ずることができる。

(代理人又は代表者の選任等)

第六条 手続をする者は、その者が記名し、かつ、署名をした願書又は国際予備審査請求書においてその代理人又は代表者の選任を届け出ることができ、

2 前項の規定による届出をしなかつた者がその代理人又は代表者の選任を届け出るときは、様式第一又は様式第一の二によりしなければならない。

3 手続をした者がその代理人又は代表者の選任を届け出た後に、それぞれ、代理人又は代表者の選任を更に届け出たときは、その届出の書面に先に届出に係る代理人又は代表者を引き続き代理人又は代表者とする旨の記載がある場合を除き、先の届出は取り下げられたものとみなす。

4 手続をした者の代理人又は代表者の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二又は様式第二の二によりしなければならない。

(復代理人の選任等)

第六条の二 手続をした者の代理人は、その代理権を証明する書面に、当該代理人が復代理人を

選任することができる旨の記載がある場合を除き、手続をした者の復代理人の選任を届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、様式第二の三又は様式第二の四によりしなければならない。

3 手続をした者の復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の五又は様式第二の六によりしなければならない。

(包括委任状の提出等)

第六条の三 手続をする者が規則90.5(b)に規定する包括委任状を提出するときは、様式第二の七又は様式第二の八によりなければならない。

2 前項の規定により包括委任状を提出した者は、その写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付して第五条に規定する書面による証明に代えることができる。

3 第一項の包括委任状に記載された代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の九又は様式第二の十によりなければならない。

第六条の四 手続をする際の第五条の規定による証明については、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)以下「特例法施行規則」という。第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面を援用してすることができる。

2 前項の援用は、同項の書面の写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付することによりしなければならない。

(書面による証明)

第七条 手続をする者は、手続をすることについて第三者の許可又は同意を要するときは、書面をもつてこれを証明しなければならない。

第八条 特許庁長官は、出願人のした手続について必要があると認めるときは、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一 その国籍を証明する書面

二 法人であるときは、法人であることを証明する書面

三 その住所又は居所(法人にあつては、営業所)を証明する書面

(氏名変更等の届出)

第九条 手続をした者又はその代理人がその氏名若しくは名称又はあて名を変更したときは、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二により、特許庁長官に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 手続をした者がその国籍又は住所の変更を届け出るときは、様式第五の三若しくは様式第五の四又は様式第五の五若しくは様式第五の六によりしなければならない。

3 発明者の氏名若しくは名称又はあて名の変更を届け出るときは、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二によりしなければならない。

(名義変更の届出)

第十条 手続をした者の名義が変更したときは、様式第六又は様式第六の二により、特許庁長官に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 発明者の名義の変更を届け出るときは、様式第六又は様式第六の二によりしなければならない。

(国際出願番号の表示)

第十一条 特許庁に対し国際出願の後その国際出願に関する書類その他の物件を提出する者は、これにその国際出願番号を表示しなければならない。

(フアクシミリ装置による書類の提出)

第十一条の二 特許庁に対し願書その他の国際出願に関する書類を提出しようとする者は、当該書類をフアクシミリ装置により提出することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつた部分についてその書類の提出は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された国際出願に関する書類について必要があると認めるときは、当該出願人に対し、相当の期間を指定してその書類の原本の提出を命ずることができる。

4 前項の規定により、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面又は要約書の原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。

5 第三項の規定により書類(願書、明細書、請求の範囲、必要な図面又は要約書を除く)の

原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該書類の提出は、行われなかつたものとみなす。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関等の告示)

第十一条の三 特許庁長官は、条約第十六条(2)及び条約第三十二条(2)並びに規則35.2及び59.1において適用する場合を含む。)の規定により特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際予備審査機関(以下この条において「国際調査機関等」という。)の特定をしたときは、遅滞なく、その国際調査機関等、その国際調査機関等によって管轄されることとなる国際出願の種類その他必要な事項を告示しなければならない。

(贈本等の請求)

第十一条の四 出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の贈本の交付又は工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。)第二条第一項の電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。

2 何人も、条約第二十一条に規定する国際公開(以下本条において同じ。)があつた後は、特許庁長官に対し、国際出願に関する書類の贈本の交付又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際予備審査に係る書類、国際事務局が国際公開の対象から除外した情報又は規則26の2.3(h)2の規定に基づき特許庁長官が国際事務局に送付しないこととした文書の全部若しくは一部については、この限りでない。

第二章 国際出願

(外国語による国際出願の言語)

第十二条 法第三条第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語とする。

(発明の単一性)

第十三条 国際出願は、一の発明又は規則第十三条に規定する単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明ごとにすることをとする。

(願書等の提出)

第十四条 願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書は、それぞれ別の書面で作成しなければならない。

2 前項の書面は、各一通を提出しなければならない。(願書の記載事項)

第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 出願人のあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人のあて名)
- 二 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名
- 三 指定国のうち、いずれかの国の国内法令が条約第二条(vi)に規定する国内出願(以下「国内出願」という。)をすることを発明者の氏名又は名称及びあて名を表示することを定めている場合は、これらの事項

四 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとする者は、その旨及び次に掲げる事項

イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願(条約第二条(v)に規定する広域出願(以下「広域出願」という。)を除く。)である場合にあつてはその出願のされたパリ条約(千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名、広域出願である場合にあつては条約第四十五条(1)に規定する広域特許条約(以下「広域特許条約」という。)に基づき条約第二条(iiv)に規定する広域特許を付与する権限を有する機関の名称、国際出願である場合にあつてはその出願のされた受理官庁の名称

ロ 優先権の主張の基礎となる出願の年月日

ハ 優先権の主張の基礎となる出願の出願番号

ニ 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない場合にあつては、その出願がそのパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名

五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則4.11(a)(ii)に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びに当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日

六 出願人が選択する国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、他の国際出願に係る国際調査、国内出願に係る条約第十五条(5)(a)に規定する国際型調査(以下「国際型調査」という。)又は国内出願に係る調査(第二十一条において「先の調査」と総称する。)の結果を考慮することを希望する者は、その旨及び当該国際出願又は国内出願のされた国名、出願年月日及び出願番号並びに国際型調査を請求した国内出願の場合にあつては当該国際型調査の請求の年月日及び請求の番号

七 出願人が選択する管轄国際調査機関の表示

(願書の様式)

第十六条 願書は、印刷又はコンピュータ印字による別に定める様式により作成しなければならない。

2 前項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。

(明細書の記載事項等)

第十七条 明細書には、その発明の属する技術の分野における専門家がその実施をすることができ程度に、明確かつ十分にその発明の説明を記載しなければならない。

2 明細書は、様式第八又は様式第八の二により作成しなければならない。

(請求の範囲の記載事項等)

第十八条 請求の範囲には、保護が求められてい事項を発明の技術的特徴により明確かつ簡潔に記載しなければならない。この場合において、請求の範囲は、明細書により十分に裏付けされていなければならない。

2 請求の範囲は、様式第九又は様式第九の二により作成しなければならない。

(図面の様式)

第十九条 図面は、様式第十又は様式第十の二により作成しなければならない。

(要約書の記載事項等)

第二十条 要約書には、明細書、請求の範囲及び図面に記載されている発明の概要を記載しなければならない。

2 要約書は、様式第十一又は様式第十一の二により作成しなければならない。

(認証贈本の提出等)

第二十一条 国際出願において国内出願又は国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、条約第二条(xi)に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の贈本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

3 国際出願において特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以内に、優先権書類を国際事務局に送付するよう、特許庁長官に対し、請求することができる。

4 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による請求は、願書又は様式第十一の五若しくは様式第十一の六によりしなければならない。

(先の調査の結果の提出等)

第二十一条の二 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、当該国際出願の願書に、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除き国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述
- 二 出願人が選択する国際調査機関が当該国際調査機関が認める形式及び方法で次に掲げる書面を入手可能であるため、当該出願人が当

該国際調査機関に当該書面を提出することを要求されない旨

イ 先の調査の結果に係る出願の写し

ロ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文

ハ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文

二 先の調査の結果に列記された文献の写し

三 特許庁又は出願人が選択する国際調査機関が、特許庁又は当該国際調査機関が認める形式及び方法で先の調査の結果の写しを入手可能であるため、当該出願人が特許庁に当該書面を提出することを要求されない旨

2 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、先の調査が出願人が選択する国際調査機関と同一の機関によつて行われた場合、前項の規定により国際出願の願書に同項第三号の事項が記載された場合及び次項の規定による請求を行う場合を除き、国際出願の願書に先の調査の結果の写しを添付しなければならない。

3 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、特許庁が先の調査を行った場合であつて、出願人が選択する国際調査機関が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関であるときにあつては、特許庁長官に対し、先の調査の結果の写しを当該国際調査機関に送付するよう請求することができ、

4 前項の規定による請求をする者は、先の調査の結果の写しの送付を請求する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該先の調査の結果の写しの送付を請求するための書類の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による請求は、願書によりしなければならない。

(国際出願番号等の通知)

第二十二條 特許庁長官は、国際出願として提出された書類を受理したときは、その国際出願番号及び当該国際出願が特許庁に到達した日を出願人に通知しなければならない。

(意見書の提出)

第二十二條之二 出願人は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(国際出願日の通知)

第二十三條 特許庁長官は、法第四条第一項又は第三項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

(手続補完書の様式)

第二十四條 法第四条第二項の規定による命令又は法第十七条の規定による手続の補完は、様式第十二又は様式第十二の二によりしなければならない。

(国際出願として取り扱わない旨の通知)

第二十五條 特許庁長官は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内に手続の補完に係る書面の提出をしないとき又は同項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、その手続の補完がされていないとき(特許庁長官が第二十九條の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による国際出願日の認定をした場合を除く。は、その出願は国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して出願人に通知しなければならない。

(図面の提出の様式)

第二十六條 法第五条第二項又は法第十七条の規定による図面の提出は、様式第十三又は様式第十三の二によりなければならない。

(図面の提出期間)

第二十七條 法第五条第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。

(優先権の主張の追加)

第二十七條之二 出願人は、優先日(優先権の主張を追加して行うことにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日)から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで(特許庁長官に対し、書面により優先権の主張を追加して行うことができる。))の間に、優先権の主張の追加は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。

(優先権の主張の補正)

第二十七條之三 出願人は、優先日(優先権の主張について補正をすることにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日)から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで(特許庁長官に対し、書面により優先権の主張を追加して行うことができる。))の間に、優先権の主張の補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりなければならない。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八條之二 出願人が、第二十七條之三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七條之三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

(優先権の回復の請求)

第二十八條之三 条約第八条(一)の規定により国際出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、規則2.4(a)に規定する優先期間(以下この項及び第三項において単に「優先期間」という。)内に当該国際出願をすることができなかつた者は、(a)の規定による国際出願の国際公開の請求があり、かつ、

1 当該請求により国際公開の技術的な準備が完了した(後を除く。)に当該国際出願をしたときは、特許庁長官に対し、書面により当該優先権の回復を請求することができる。ただし、故意に、優先期間内にその国際出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による優先権の回復の請求(以下次条までにおいて「優先権の回復請求」という。)は、願書又は様式第十五の二の二若しくは様式第十五の二の三(次項において「優先権の回復請求書」という。)によりしなければならない。

3 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に様式第十五の二の四又は様式第十五の二の五(優先権の回復請求書により優先権の回復請求をする場合にあつては、優先権の回復請求書)に、優先期間内に国際出願をすることができなかつた理由(以下この条において「回復理由」という。)を記載して特許庁長官に提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該回復理由があることを証明する書面の提出を要求することができる。

4 優先権の回復請求をする者は、国際出願の際に当該優先権の回復請求に係る優先権を主張しなかつたときは、第一項に規定する期間内に、その優先権を主張しなければならない。

5 前項の規定による優先権の主張は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。

(優先権の回復の決定等)

第二十八條之四 特許庁長官は、優先権の回復請求があつたときは、当該優先権の回復請求を認めるか否かの決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、優先権の回復請求を認めない旨の決定をしようとするときは、出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

4 特許庁長官は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

(願書に記載されている事項の職権による抹消)

第二十九條 特許庁長官は、願書に法第三条第二項に定める事項以外の事項が記載されていると

変更後の優先日のいずれか早い日)から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで(特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をすることができ、

2 前項の規定による補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりなければならない。

(優先権の主張の補正命令等)

第二十八條 特許庁長官は、国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が第十五條第四号に規定する要件を満たしていない場合又は国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないとき(特許庁長官が第二十九條の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定による国際出願日の認定をした場合を除く。は、その出願は国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して出願人に通知しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により優先権の主張について補正をすべきことを命じられた出願人が前条第一項に規定する期間内にその補正をしなかつたときは、その優先権の主張は初めからなかつたものとみなす旨を出願人に通知しなければならない。ただし、当該補正の事由が、優先権の主張の基礎となる出願の番号の記載がないこと、国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないこと又は国際出願日が優先日から一年二月を経過した後の日でないことであるときは、この限りでない。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八條之二 出願人が、第二十七條之三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七條之三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

きは、職権によりその事項を抹消しなければならない。
(優先権の主張の基礎となる出願の明細書等の引用による補充)

第二十九条の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、当該認定に係る国際出願が同項第四号に該当する場合(当該認定に係る国際出願の願書に優先権の主張が記載されている場合であつて、かつ、規則4.18の規定により当該認定に係る国際出願に含まれていない明細書又は請求の範囲が当該優先権の主張の基礎となる出願に含まれていない旨の陳述をした場合に限る。)には、規則20.3(a)(ii)の規定により出願人に対し、書面により明細書又は請求の範囲の補充(以下第二十九条の五まで、第三十七条及び第三十七条の二において「明細書等の引用補充」という。)を二月以内にすべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充は様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書の提出は様式第十一の七又は様式第十一の八により、それぞれしなければならない。

(明細書等の引用補充の特例)

第二十九条の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、明細書等の引用補充をすることができる。

(優先権の主張の基礎となる出願の写し等の提出)

第二十九条の四 出願人は、第二十九条の二第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充をするときは、特許庁長官に、優先権の主張の基礎となる出願の写し(当該出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあっては、当該出願の写し及び当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文)を、同項に規定する期間内に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該出願の写しを提出することは要しない。

一 出願人が、第二十一条第一項の規定により優先権書類を特許庁長官に提出した場合

二 出願人が、特許庁長官に対し、第二十一条第三項の規定による請求をした場合

三 出願人が、規則17.1(b)の規定による請求をした場合

2 前項の規定により提出すべき出願の写し(当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文を含む)の提出は、様式第十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

3 前二項の規定は、第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合に準用する。(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の五 特許庁長官は、出願人が第二十九条の二第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充を同項に規定する期間内にしたときは、当該明細書等の引用補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)又は20.3(b)(ii)の規定により認定しなければならない。ただし、国際出願日として認定する日が法第四条第三項の規定により認定された国際出願日以前の日となるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、出願人が第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。(国際出願の欠落部分の補充等)

第二十九条の六 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、規則20.5(a)(i)、20.5(a)(ii)、20.5(2)(a)(i)又は20.5(2)(a)(ii)の規定により出願人に対し、書面により次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める部分の補充を二月以内にすべきことを命じなければならない。

一 明細書若しくは請求の範囲の一部がないこと(法第四条第一項第四号に該当する場合を除く。)又は図面の全部若しくは一部がないことを発見した場合 当該部分(以下第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七条の二において「欠落部分」という。)

二 明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部が誤つて提出されていることを発見した場合 当該部分に代わるべき適当な部分(以下第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七条の二において「適当な明細書等」という。)

2 前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充は様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書の提出は様式第十一の七又は様式第十一の八により、それぞれしなければならない。(欠落部分の補充の特例)

第二十九条の七 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をすることができる。

(欠落部分を記載した箇所の記載等)

第二十九条の八 出願人は、規則20.5(a)(i)の規定により欠落部分の補充をするときは(図面の全部を補充するときを除く。)は、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を、規則20.5(2)(a)(i)の規定により適当な明細書等の補充をするとき(明細書、請求の範囲又は図面の全部を補充するときを除く。)は、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を、様式第十二又は様式第十二の二に記載しなければならない。

2 出願人が、規則20.5(a)(ii)の規定により当該欠落部分の補充をするときは又は規則20.5(2)(a)(ii)の規定により当該適当な明細書等の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは、「第二十九条の六第一項又は第二十九条の七」と、「明細書等の引用補充」とあるのは、「欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充」と読み替えるものとする。(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の九 特許庁長官は、出願人が第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同項に規定する期間内にしたときは、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める規定により当該欠落部分の補充又は当該適当な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を認定し、又は訂正しなければならない。ただし、国際出願日として認定する日が法第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日と同じ日となるときは、この限りでない。

一 第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充を同項に規定する期間内にした場合

2 前項の規定により適当な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.5(2)(b)の規定により認定し、又は規則20.5(2)(c)の規定により訂正したときは、その誤つて提出された明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部は、当該国際出願に含まれないものとみなす。

3 特許庁長官は、第一項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(欠落部分の補充の取下げ等)

第二十九条の十 出願人は、前条第三項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を取り下げることができる。

2 前項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

内にした場合 規則20.5(b)若しくは20.5(d)の規定による認定又は規則20.5(c)の規定による訂正

二 第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充を同項に規定する期間内にした場合 規則20.5(2)(b)若しくは20.5(2)(d)の規定による認定又は規則20.5(2)(c)の規定による訂正

2 前項の規定により適当な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.5(2)(b)の規定により認定し、又は規則20.5(2)(c)の規定により訂正したときは、その誤つて提出された明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部は、当該国際出願に含まれないものとみなす。

3 特許庁長官は、第一項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(欠落部分の補充の取下げ等)

第二十九条の十 出願人は、前条第三項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を取り下げることができる。

2 前項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(欠落部分の補充の取下げ等)

第二十九条の十 出願人は、前条第三項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を取り下げることができる。

2 前項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

(手続の補正)
第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定め

方式は、次に掲げる方式とする。
一 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居

所及びあて名(出願人が二人以上ある場合にあっては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)の記載があること。
二 提出者の氏名又は名称の記載及び署名(提出者が二人以上ある場合にあっては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名)があること。
三 願書にあつては、別に定める様式により、明細書、請求の範囲、図面及び要約書にあつては、様式第八から様式第十一の二までにより、それぞれ作成されていること。
(意見書の提出)
第三十条の二 出願人は、法第六条の規定により

手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。
2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。
(手続補正書の様式)
第三十一条 法第六条の規定による命令に基づく手続の補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりしなければならない。
(手数料の納付の補正)
第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による手数料の納付の補正は、様式第二十九又は様式第二十九の二によりしなければならない。
(取り下げられたものとみなす旨の決定)
第三十二条 法第七条第二号の経済産業省令で定める期間は、前条第一項の規定により手数料の納付の補正を命じた日から一月とする。
第三十三条 法第七条第三号の経済産業省令で定める期間は、国際出願日から四月とする。
第三十四条 削除
(取り下げられたものとみなす旨の決定の通知)
第三十五条 特許庁長官は、法第七条の規定により、国際出願が取り下げられたものとみなす旨

の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。
2 特許庁長官は、法第七条第三号に該当するものとして国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。
3 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から二月以内に、特許庁長官に対し、抗弁書を提出することができる。
4 前項の抗弁書は、様式第十六又は様式第十六の二により作成しなければならない。
(国際出願等の取下げ)
第三十六条 出願人は、優先日から二年六月を超えるまでは、特許庁長官に対し、国際出願の取下げ、指定国の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げをすることができる。
2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国(以下「選択国」という。)が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかったものとみなす。
3 第一項の取下げは、様式第十七又は様式第十七の二によりしなければならない。
4 第一項の取下げは、出願人の代理人(すべて出願人を代理する者に限る。)又は代表者(法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。)がない場合は、すべての出願人が記名し、かつ、署名をした書面によりなければならない。
(手数料の一部返還)
第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」という。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ

当該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求により返還する。
一 次号及び第三号に該当する場合以外の場合 一万七千円(法第十八条の二の規定による手数料の軽減(以下「軽減」という。))を受ける者にあつては、一万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。第三号において同じ。
二 法第十八条第三項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合(軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。)であつて、持分の定めがある場合 一万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額
三 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定による軽減を受け、持分の定めがある場合 国以外の各共有者ごとに一万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額
2 前項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(贖本の請求等)
第三十七条 出願人は、出願時の国際出願に係る書類又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る書類の贖本の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。
2 前項の書類の贖本の交付を請求する者が必要な書類を提出したときは、これを用いて贖本を作成することができる。
3 前二項の書類の贖本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(ファイル記録事項の請求)
第三十七条の二 出願人は、ファイルに記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。
2 前項の書類には、記載事項がファイルに記録されている事項と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(認証の請求等)
第三十七条の三 出願人は、優先日から一年二月を経過した後、国際出願の写しを提出して出願

時の国際出願と同一であることの認証を、特許庁長官に対し、請求することができる。
2 特許庁長官は、規則24.2(a)の規定により国際事務局が送付する受理の通知を受領しているときは、前項の認証の請求を拒否することができる。
3 第一項の認証にあつては、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(証明書の請求)
第三十八条 出願人は、特許庁長官に対し、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求することができる。
2 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名(国際出願にあつては国際出願である旨)を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。
第三章 国際調査
第三十九条 特許庁長官は、調査用写しを受領したときは、その旨及びその受領した年月日を出願人に通知しなければならない。
(国際調査報告の記載事項)
第四十条 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官の氏名を表示しなければならない。
一 国際出願番号
二 出願人の氏名又は名称
三 国際出願日
四 国際調査を完了した年月日
五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
六 国際調査を行った分野の分類の記号
七 関連する技術に関する文献
八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(国際調査機関の見解書)
第四十条の二 特許庁長官は、審査官に、規則43の2.1(a)の規定による国際調査機関の書面による見解(以下「国際調査機関の見解書」という。)を国際調査をする際に作成させなければならない。
2 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第三

の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。
2 特許庁長官は、法第七条第三号に該当するものとして国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。
3 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から二月以内に、特許庁長官に対し、抗弁書を提出することができる。
4 前項の抗弁書は、様式第十六又は様式第十六の二により作成しなければならない。
(国際出願等の取下げ)
第三十六条 出願人は、優先日から二年六月を超えるまでは、特許庁長官に対し、国際出願の取下げ、指定国の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げをすることができる。
2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国(以下「選択国」という。)が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかったものとみなす。
3 第一項の取下げは、様式第十七又は様式第十七の二によりしなければならない。
4 第一項の取下げは、出願人の代理人(すべて出願人を代理する者に限る。)又は代表者(法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。)がない場合は、すべての出願人が記名し、かつ、署名をした書面によりなければならない。
(手数料の一部返還)
第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」という。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ

十四条(2)(c)(i)から(iii)までのすべてに該当する場合は、国際調査機関の見解書の作成を要しない。

3 審査官は、国際調査に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号のいずれかに該当するときはその旨を、国際調査に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき同項各号のいずれかに該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした見解を、国際調査機関の見解書に記載するものとする。

4 審査官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じた場合において、手数料の追加の納付がないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分について国際調査機関の見解書を作成し、その他の発明に係る部分については国際調査機関の見解書の作成を要しない。

(国際調査機関の見解書の記載事項)
第四十条の三 国際調査機関の見解書には、次に掲げる事項を記載し、当該見解を作成した審査官の氏名を表示しなければならない。

- 一 国際出願番号
 - 二 出願人の氏名又は名称
 - 三 国際出願日
 - 四 国際調査機関の見解書を作成した年月日
 - 五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - 六 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解
 - 七 前号の見解に関連する技術に関する文献
 - 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 審査官は、法第十条第一項の規定による国際予備審査が請求された場合には、国際調査機関の見解書は、規則66.2(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす旨並びに出願人は第五十一条の二第一項に定める期間内に答弁書を提出する機会が与えられる旨及び法第十一条の規定による補正書を提出する機会が与えられる旨を、国際調査機関の見解書に記載しなければならない。
- (国際調査報告等の送付)

第四十一条 特許庁長官は、審査官が国際調査報告及び国際調査機関の見解書を作成したときは、当該国際調査報告及び国際調査機関の見解

書を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。

2 特許庁長官は、法第八条第二項の規定による国際調査報告を作成しない旨の決定があつたときは、当該決定及び国際調査機関の見解書を出願人に送付しなければならない。

(国際調査を要しない国際出願の内容)
第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 学芸及び数学の理論
- 二 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
- 三 情報の単なる提示
- 四 コンピューター・プログラム(国内出願において先行技術の調査を行うものを除く。)

(手数料の追加の納付)
第四十三条 特許庁長官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じたときは、その理由及び納付すべき金額を明示した文書によりしなければならない。

2 法第八条第四項の規定による命令に基づく手数料の納付は、様式第十八又は様式第十八の二によりしなければならない。

(追加手数料異議の申立て)
第四十四条 法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額の手数料を追加して納付すると同時に、その国際出願が条約第十七条(3)(a)に規定する発明の単一性の要件を満たしている旨又は命じられた手数料の追加の納付の金額が過大である旨の理由を記載した陳述書により、追加手数料異議の申立てをすることができる。

2 前項の陳述書は、様式第十九又は様式第十九の二により作成しなければならない。

(審査官の指定)
第四十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料異議の申立てがあつたときは、三名の審査官を指定して、当該申立てについての決定をさせなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により審査官を指定する場合においては、次の各号のいずれかに該当する者を当該事件の審査官として指定してはならない。

- 一 事件の当事者若しくは当事者であつた者又は配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者である者若しくは当事者であつた者

二 事件の当事者が四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はあつた者

三 事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 事件について当事者の代理人である者又はあつた者

五 事件について異議を申し立てられた命令に審査官として関与した者

六 その他事件について審査の公正を妨げるべき事情がある者

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審査官のうち事件に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審査官をもつてこれを補充しなければならない。

(決定の合議制)
第四十五条の二 追加手数料異議の申立てについての審査及び決定は、前条第一項の規定により指定された三名の審査官の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

(首席審査官)
第四十五条の三 特許庁長官は、第四十五条第一項の規定により指定した審査官のうち一名を首席審査官として指定しなければならない。

2 首席審査官は、その追加手数料異議申立て事件に関する事務を総理する。

(決定)
第四十五条の四 第四十五条第一項の決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審査官がこれに記名し、かつ、印を押さなければならない。

- 一 追加手数料異議申立て事件の表示
- 二 申立人の氏名又は名称
- 三 代理人がある場合は、代理人の氏名
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定において追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があつたときは、その返還すべきものとされた金額を申立人に返還するものとする。

3 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定の謄本を申立人に送付しなければならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前項の謄本に準用する。

(国際調査報告に係る発明の区分方法)
第四十六条 法第八条第五項の規定による区分は、納付された手数料で充たしうる数の発明につきその請求の範囲における発明の記載の順序に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(審査官による要約書の作成等)
第四十七条 審査官は、国際出願の要約書が、第二十条の規定に適合すると認められる場合にあってはその旨を国際調査報告に表示し、同条の規定に適合すると認められない場合にあってはその提出された要約書に代えて新たな要約書を作成しなければならない。

2 特許庁長官は、審査官が前項の規定により要約書を作成したときは、当該要約書を国際調査報告に添付して出願人に送付しなければならない。

3 出願人は、前項の国際調査報告の送付の日から一月間に限り、要約書の訂正を記載した書面又は意見書を提出することができる。

4 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(審査官による発明の名称の決定等)
第四十八条 審査官は、国際出願の発明の名称が短くかつ的確であると認められる場合にあってはその旨を、認められない場合にあってはその記載された発明の名称に代えて新たな国際出願の発明の名称を決定し、その決定した発明の名称を国際調査報告に表示しなければならない。

(文献の写しの請求の期間)
第四十九条 法第九条の経済産業省令で定める期間は、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から七年とする。

(文献の写しの請求の様式)
第四十九条の二 文献の写しの請求は、様式第二十の三又は様式第二十の四によりしなければならない。

(手数料の一部返還)
第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができるときは、納付手数料のうち、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに該当する場合以外の場合、五万七千円（軽減を受ける者にあつては、五万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）

ロ 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合（軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合、五万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

ハ 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合、国以外の各共有者ごとに五万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

二 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合、六万七千円

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合（当該特許出願又は当該実用新案登録出願の出願人が当該国際出願の出願人と同一である場合に限る。）において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

3 前二項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十条の二 削除

第五十条の三 塩基配列又はアミノ酸配列（以下この条において「配列」という。）を含む国際出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表（以下この条において「所定の配列表」という。）を、特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）（以下この条において「所定の磁気ディスク」という。）を、願書に添付して特許庁長官に提出しなければなら

2 所定の配列表がフリーテキストを含むときは、当該フリーテキストを、英語により、記載するものとする。ただし、当該フリーテキストと同一の内容を、英語以外の外国語又は日本語により、併せて記載することができる。

3 所定の配列表について法第四条第二項若しくは法第十七条の規定による手続の補充をする場合、第二十九条の二若しくは第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合又は第二十九条の六若しくは第二十九条の七の規定による欠落部分の補充若しくは適当な明細書等の補充をする場合には、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第十二又は様式第十二の二により作成した手続補充書又は手続補充書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

4 願書又は様式第十二若しくは様式第十二の二により作成した手続補充書若しくは手続補充書に添付した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、国際出願の出願時における明細書に記載した事項とみなす。

5 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第七十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項において「補正等」という。）をするときは、補正等後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書（第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書）に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 特許庁長官は、出願人が所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。）を願書に添付していない場合は、その磁気ディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。

7 前項の規定により所定の磁気ディスクを提出するときは、当該磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書に添付し、かつ、当該磁気ディスクに記録した所定の配列表が国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を併せて提出しなければならない。

8 第六項の規定により所定の磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定によ

り指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記載した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二項に規定する電子計算機から入力することにより同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第四章 国際予備審査

第五十一条 国際予備審査の請求ができない場合

第五十二条 法第十条の二の経済産業省令で定める場合は、出願人の指定する指定国がすべて条約第六十四条（1）（a）の規定による宣言をした国である場合とする。

（国際予備審査の請求期限）

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求書が行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

（国際予備審査請求書の記載事項）

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際予備審査を請求する旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名（出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）

三 代理人又は代表者（法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。）がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名

四 発明の名称

五 当該国際予備審査の請求に係る国際出願の国際出願番号及び国際出願日（第二十二条及び第二十三条の規定による通知がされていないときは、当該国際出願の受理官庁の名称）

六 条約第十九条（1）又は法第十一条の規定による補正がある場合は、その旨

（外国語による国際予備審査の請求の言語）

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。

（国際予備審査請求書の様式等）

第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピュータ印字による別に定める様式により作成しなければならない。

2 国際予備審査請求書は、一通を提出しなければならない。

3 第一項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。

（国際予備審査の開始の延期の請求）

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則69.1（a）の規定に従い、特許庁長官に対し、第五十一条の二第一項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求することができる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりしなければならない。

（国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知）

第五十四条 特許庁長官は、国際予備審査請求書を受理したときは、その受理の年月日を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のう

り指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記載した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二項に規定する電子計算機から入力することにより同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

2 所定の配列表がフリーテキストを含むときは、当該フリーテキストを、英語により、記載するものとする。ただし、当該フリーテキストと同一の内容を、英語以外の外国語又は日本語により、併せて記載することができる。

3 所定の配列表について法第四条第二項若しくは法第十七条の規定による手続の補充をする場合、第二十九条の二若しくは第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合又は第二十九条の六若しくは第二十九条の七の規定による欠落部分の補充若しくは適当な明細書等の補充をする場合には、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第十二又は様式第十二の二により作成した手続補充書又は手続補充書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

4 願書又は様式第十二若しくは様式第十二の二により作成した手続補充書若しくは手続補充書に添付した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、国際出願の出願時における明細書に記載した事項とみなす。

5 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第七十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項において「補正等」という。）をするときは、補正等後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書（第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書）に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 特許庁長官は、出願人が所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。）を願書に添付していない場合は、その磁気ディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。

7 前項の規定により所定の磁気ディスクを提出するときは、当該磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書に添付し、かつ、当該磁気ディスクに記録した所定の配列表が国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を併せて提出しなければならない。

8 第六項の規定により所定の磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定によ

り指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記載した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二項に規定する電子計算機から入力することにより同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第四章 国際予備審査

第五十一条 国際予備審査の請求ができない場合

第五十二条 法第十条の二の経済産業省令で定める場合は、出願人の指定する指定国がすべて条約第六十四条（1）（a）の規定による宣言をした国である場合とする。

（国際予備審査の請求期限）

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求書が行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

（国際予備審査請求書の記載事項）

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際予備審査を請求する旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名（出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）

三 代理人又は代表者（法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。）がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名

四 発明の名称

五 当該国際予備審査の請求に係る国際出願の国際出願番号及び国際出願日（第二十二条及び第二十三条の規定による通知がされていないときは、当該国際出願の受理官庁の名称）

六 条約第十九条（1）又は法第十一条の規定による補正がある場合は、その旨

（外国語による国際予備審査の請求の言語）

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。

（国際予備審査請求書の様式等）

第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピュータ印字による別に定める様式により作成しなければならない。

2 国際予備審査請求書は、一通を提出しなければならない。

3 第一項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。

（国際予備審査の開始の延期の請求）

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則69.1（a）の規定に従い、特許庁長官に対し、第五十一条の二第一項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求することができる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりなければならない。

（国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知）

第五十四条 特許庁長官は、国際予備審査請求書を受理したときは、その受理の年月日を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のう

り指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記載した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二項に規定する電子計算機から入力することにより同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第四章 国際予備審査

第五十一条 国際予備審査の請求ができない場合

第五十二条 法第十条の二の経済産業省令で定める場合は、出願人の指定する指定国がすべて条約第六十四条（1）（a）の規定による宣言をした国である場合とする。

（国際予備審査の請求期限）

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求書が行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

（国際予備審査請求書の記載事項）

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際予備審査を請求する旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名（出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）

三 代理人又は代表者（法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。）がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名

四 発明の名称

五 当該国際予備審査の請求に係る国際出願の国際出願番号及び国際出願日（第二十二条及び第二十三条の規定による通知がされていないときは、当該国際出願の受理官庁の名称）

六 条約第十九条（1）又は法第十一条の規定による補正がある場合は、その旨

（外国語による国際予備審査の請求の言語）

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。

（国際予備審査請求書の様式等）

第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピュータ印字による別に定める様式により作成しなければならない。

2 国際予備審査請求書は、一通を提出しなければならない。

3 第一項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。

（国際予備審査の開始の延期の請求）

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則69.1（a）の規定に従い、特許庁長官に対し、第五十一条の二第一項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求することができる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりなければならない。

（国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知）

第五十四条 特許庁長官は、国際予備審査請求書を受理したときは、その受理の年月日を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のう

ちいずれか遅い日までに納付しなければならぬ。

（国際予備審査の請求に伴う補正の期間）
第五十五条 法第十一条の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるいずれかの期間とする。

- 一 国際予備審査の請求をした時から国際予備審査報告の作成が開始されるまでの期間
- 二 審査官が、法第十三条の規定により期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
- 三 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間

（国際調査機関の見解書についての答弁）

第五十五条の二 国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、当該国際調査機関の見解書の内容が規則66.2(a)に掲げるものに該当する場合には、規則66.2(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす。

2 出願人は、前項の国際予備審査機関の書面による見解に対し、国際予備審査を請求した時から第五十一条の二第一項に定める期間の満了までに答弁書を提出することができる。

3 前項の答弁書は、第六十二条の規定による様式により作成しなければならない。

（国際予備審査報告の記載事項）

第五十六条 国際予備審査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際予備審査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

- 一 国際出願番号
 - 二 出願人の氏名又は名称
 - 三 国際出願日
 - 四 国際予備審査請求書の受理の年月日
 - 五 国際予備審査報告を作成した年月日
 - 六 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - 七 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解
 - 八 前号の見解に関連する技術に関する文献
 - 九 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 国際予備審査報告には、「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）」という表題を付し、国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である旨を記載しなければならない。

（国際予備審査報告等の送付）
第五十七条 特許庁長官は、審査官が国際予備審査報告を作成したときは、当該国際予備審査報告及びその附属書類を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。

（手数料の追加の納付）
第五十八条 特許庁長官は、法第十二条第三項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命ずるときは、次に掲げる事項を記載した文書によりしなければならない。

- 一 条約第三十四条(3)(a)に規定する発明の単一性の要件（以下この条において「発明の単一性の要件」という。）を満たすこととなる請求の範囲の減縮の例示
- 二 追加して納付すべき手数料の金額
- 三 国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由

（請求の範囲の減縮等の様式）
第五十九条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二によりなければならない。

（国際予備審査報告に係る発明の区分方法）
第六十条 法第十二条第四項の規定による区分は、納付された手数料で充当しうる数の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序（審査官がその順序を定めることができるときはその請求の範囲における発明の記載の順序）に従って手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

（答弁書を提出する機会の付与の事由）
第六十一条 法第十三条第二号の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるものとす。

- 一 国際出願がその全部又は一部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号の一に該当するとき。
- 二 条約第十九条(1)又は法第十一条の規定による補正が当該国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えてされているとき。
- 三 出願人が法第十二条第三項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命じられたにもかかわらず、同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減

縮せず、又はその命じられた金額の手料を追加して納付しなかつた場合において、その請求の範囲のうち第六十条の規定により手数料の納付があつた発明に係る部分とされなかつた部分が第四十六条の規定により手数料の納付があつた発明に係る部分とされていないとき。

（国際出願の形式又は内容が法又はこの省令の規定に違反していることを発見したとき）
2 審査官は、法第十三条の規定により期間を指定した場合において、当該指定した期間内に出願人の請求があつたときは、その期間を延長することができる。

（出願人の氏名又は名称及びあて名に限る。）
又は第四号若しくは第五号に掲げる事項が記載されていないこと。
二 前項第二号に掲げる事由（補正書が添付されていないときの補正書の提出）

第六十一条の二 審査官は、出願人の請求により、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国際出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

（答弁書の様式）
第六十二条 法第十三条及び前条の答弁書は、様式第二十三又は様式第二十三の二により作成しなければならない。

（国際予備審査請求書の不備の事由）
第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際予備審査請求書に第五十二条第一号から第五号までに掲げる事項が記載されていないこと。
- 二 国際予備審査請求書が当該国際予備審査の請求に係る国際出願の言語により記載されていないこと。
- 三 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定（法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定）に違反していること。
- 四 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がないこと（提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く。）。
- 五 国際予備審査請求書が別に定める様式により作成されていないこと。

（優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文）
第六十四条 特許庁長官は、優先権の主張の基礎となる出願に係る書類が第五十二条の二に定める外国語以外の外国語により記載されている場合において、国際予備審査をするために必要があるときは、二月以内に日本語又は第五十二条の二に定める外国語のうち一の言語によるその翻訳文を提出することを出願人に命ずることができる。

（国際予備審査の開始の申出）
第六十五条 削除

（国際予備審査の開始の申出）
第六十六条 国際予備審査の請求をした出願人は、規則53.9(b)の規定により、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を国際予備審査請求書に記載した場合において、当該国際予備審査の請求に係る条約第十九条(1)の規定による国際出願の補正をしないこととしたときは、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始を求める旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、様式第二十四又は様式第二十四の二によりしなければならない。

第六十七条 削除

第六十八条 削除

（国際予備審査の請求の手續の補完等の期間）
第六十九条 令第一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める期間は、一月以上の期間であつて特許庁長官が相当の期間として指定するものとする。

2 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされる前までは、前項の期間を延長することができる。

- 2 前項第一号に掲げる事由のうち国際予備審査請求書に第五十二条第二号に掲げる事項

(国際出願等の規定の準用)
第七十条 第二十四条の規定は、令第一条第一項の規定による命令に基づく手続の補充に準用する。

2 第三十一条の規定は、法第十一条の規定による補正及び令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により補正すべき手数料の納付の補正を除く。)に準用する。

3 第三十一条の二第二項の規定は、令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により補正すべき手数料の納付の補正に限る。)に準用する。

4 第四十二条の規定は、法第十二条第二項第一号の国際予備審査を要しないものとして経済産業省令で定める事項に準用する。

5 第四十四条から第四十五条の四までの規定は、法第十二条第三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条(3)(a)」とあるのは、「条約第三十四条(3)(a)」と読み替えるものとする。

6 第五十条の三第五項から第八項まで及び第七十一項の規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告を作成させるときに準用する。

第五章 雑則

第七十一条 (特許庁長官による代表者の指定)

第七十一条 法第十六条第二項の規定による出願人の代表者の指定は、出願人として願書に記載されている日本国民等のうち、最初に記載されているものについて行うものとする。

(手続の補充等の特例が認められない場合)
第七十二条 法第十七条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から二月を経過した後執つた場合とす

- 一 法第四条第二項の規定による命令を受けた場合に執るべき手続 国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日
- 二 法第五条第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続 国際出願日

第七十三条 (発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第八項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明

を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(書面の提出期間の特例)

第七十三条の二

法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められておらず、かつ、特許庁長官又は審査官の命令又は通知の書面の発送の日から当該提出期間が開始するもの(以下この条において「提出書面」という。)を提出しようとする場合において、その命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したことにより、当該提出期間内に提出書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨を証明する証拠を提出することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出した証拠により、出願人が当該命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したと認めるときは、提出書面の提出期間が当該命令又は通知の書面の発送の日の後七日を超えない日数に等しい日数を加えた日に満了するものとして取り扱わなければならない。

第七十三条の三

法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、規則82の4.1(a)に規定する事由により、当該出願人又は代理人が当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨及び当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後六月以内に限り、提出することができる。ただし、当該証明する証拠については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。この場合において、出願人は、当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつた理由が、特許庁長官が証拠の提出の省略を認める理由によるものである旨を、当該書面又は特許庁長官が指定する書面に記載しなければならぬ。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出された証拠により、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

3 第一項に規定する場合において、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が特許庁長官が認める電気通信回線の故障によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた日の翌日に当該書面を提出したときは、特許庁長官は、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、特許庁長官は、規則82の4.3(a)の規定により、二月を超えない範囲内で、当該提出期間を延長することができる。

5 特許庁長官は、必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

(郵便物等の遅延)
第七十四条 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役割であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録をす

るものにより提出した場合において、郵便又は信書便の遅延により当該提出期間内にその書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、当該提出期間の満了の日の五日前までに当該書面を郵便又は信書便で発送したことを証明する証拠を、特許庁長官に対し、提出することができる。ただし、当該書面を航空扱いとした郵便又は信書便とすることができ、かつ、航空扱いとした郵便又は信書便以外の方法によれば到達に三日以上要することが明らかな場合において、これを航空扱いとした郵便又は信書便としなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による証拠の提出は、出願人が書面の到達の遅延を知つた日又は相当の注意を払つたならば知り得たであろう日の後一月以内であつて当該書面の提出期間の満了の日の後六月以内に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の遅延によるものであると認めるときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、特許庁長官は、規則82の4.3(a)の規定により、二月を超えない範囲内で、当該提出期間を延長することができる。

5 特許庁長官は、必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

(郵便物等の遅延)
第七十四条 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役割であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録をす

るものにより提出した場合において、郵便又は信書便の遅延により当該提出期間内にその書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、当該提出期間の満了の日の五日前までに当該書面を郵便又は信書便で発送したことを証明する証拠を、特許庁長官に対し、提出することができる。ただし、当該書面を航空扱いとした郵便又は信書便とすることができ、かつ、航空扱いとした郵便又は信書便以外の方法によれば到達に三日以上要することが明らかな場合において、これを航空扱いとした郵便又は信書便としなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による証拠の提出は、出願人が書面の到達の遅延を知つた日又は相当の注意を払つたならば知り得たであろう日の後一月以内であつて当該書面の提出期間の満了の日の後六月以内に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の遅延によるものであると認めるときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、特許庁長官は、規則82の4.3(a)の規定により、二月を超えない範囲内で、当該提出期間を延長することができる。

5 特許庁長官は、必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

(郵便物等の遅延)
第七十五条 前条の規定は、郵便物及び信書便物の亡失に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「証拠」とあるのは、「証拠、亡失した書面に代わる新たな書面及び当該新たな書面が亡失した書面と同一であることを証明する証拠」と、同条第三項中「当該書面を」とあるのは、「当該亡失した書面に代えて提出された新たな書面を」と読み替へるものとする。

第七十六条 削除
(明らかな誤りの訂正)
第七十七条 出願人は、特許庁長官に対して提出した国際出願その他の書類(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、願書に限る。以下この条において同じ。)に明らかな誤りがあるときは、次に掲げる場合を除き、優先日から二年二月以内に、特許庁長官に対し、その訂正を請求することができる。

一 願書 明細書、請求の範囲、図面又は要約書の提出がない場合及びこれらの書類の一部が不足している場合

二 要約書に記載された事項を訂正する場合

三 優先権の主張に係る事項において優先日について変更が生じる訂正の場合

2 出願人は、前項の訂正の請求に際して、訂正すべき誤り、訂正の提案及び必要な説明を、特許庁長官に対し、書面により提出しなければならない。

3 特許庁長官は、出願人が提出した国際出願その他の書類に明らかな誤りがあることを発見したときは、前項の規定により請求をすべきことを出願人に命ずることができる。

4 特許庁長官は、第一項の規定による請求に係る訂正を認める場合にあつてはその旨を、認め

る。

ない場合にあつてはその旨及びその理由を、出願人に通知しなければならない。
5 第一項の規定による請求は、様式第二十六又は様式第二十六の二によりしなければならない。
(国際出願以外の書類の不備の補足)

第七十七条の二 特許庁長官は、出願人が提出した書類(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約書を除く。)が第二条第三項又は第十一条に規定する要件を満たしていないときは、相当の期間を指定して、書面により書類の不備の補足をすべきことを命じなければならない。
2 前項の規定による書類の不備の補足は、様式第二十六の三又は様式第二十六の四によりしなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により書類の不備の補足をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に書類の不備の補足をしなかつたときは、当該書類は提出されなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。
(手数料の納付書の様式)

第七十八條 様式第十八条第二項の規定による手数料の納付は、様式第二十七又は様式第二十七の二によりしなければならない。
(国際出願手数料の金額)

第七十九條 令第二条第三項の特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額は、第一号に定めるところにより算定した金額とする。ただし、第二号に該当する場合には、当該第一号に定めるところにより算定した金額から第二号に定める金額を減額をした金額とする。

一 国際出願に係る書類の用紙の数(次号に掲げる場合にあつては、特例法施行規則第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額(以下この条において「基本手数料」という。)、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、基本手数料の金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額(以下この条において「国際調査手数料」という。))を加算した金額とする。

二 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一
四 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一号第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(国際出願手数料の返還)

て「超過手数料」という。)に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。
二 特許法施行令第十条第六号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一
四 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一号第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(国際出願手数料の返還)

第七十九條の二 国際出願の原本が国際事務局に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。
(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の金額)

第八十條 令第二条第四項の特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.1

て「超過手数料」という。)に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。
二 特許法施行令第十条第六号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一
四 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一号第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(国際出願手数料の返還)

第七十九條の二 国際出願の原本が国際事務局に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。
(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の金額)

第八十條 令第二条第四項の特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.1

て「超過手数料」という。)に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。
二 特許法施行令第十条第六号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一
四 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一号第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(国際出願手数料の返還)

(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。
二 特許法施行令第十条第六号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一
四 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一号第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(国際出願手数料の返還)

第八十條の二 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表二の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。
(取扱手数料の金額)

第八十一條 令第二条第五項の特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額は、二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額(以下この条において「取扱手数料」という。)とする。
2 日本語でされた国際出願について、次の各号に掲げる者が国際予備審査の請求をする場合における取扱手数料の金額に相当する額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額に次の各号に定める割合を乗じて得た金額とする。
一 特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者 二分の一
二 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一

2 日本語でされた国際出願について、次の各号に掲げる者が国際予備審査の請求をする場合における取扱手数料の金額に相当する額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額に次の各号に定める割合を乗じて得た金額とする。
一 特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者 二分の一
二 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者 三分の一
三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一

3 日本語でされた国際出願が前項各号に定める者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の国際出願について納付すべき取扱手数料の金額に相当する額は、前二項の規定にかかわらず、各共有者ごとに取扱手数料の金額に相当する額にその持分の割合を乗じて得た額とす

4 前二項の規定により算定した取扱手数料の金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(取扱手数料の返還)

第八十一條の二 国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七條の規定によ

り国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則54.4若しくは第五十一条の二第二項の規定により行われなかつたものとみなされたときは、法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。
(手数料)

Table with 2 columns: 納付しなければならない者 (Applicant) and 金額 (Amount). Rows include priority rights (4000 yen), examination results (7000 yen), and other fees (1000 yen).

第八十二條 次の表の中欄に掲げる者は、それぞ

7 第三項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

(持分の記載等)

第八十三条 法第十八条第二項(同項の表一の項第四欄及び三の項第四欄に掲げる金額に係る部分に限る。)に規定する手数料を納付するとき(第七十九条第二項各号及び第八十一条第二項各号に掲げる者を含む者の共有に係るときに限る。)は、第八十四条の二第一項に規定する書面(同条第二項において準用する場合を含む。)に各共有者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第一項に規定する手数料を納付するときは、第四十九条の二に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第二項(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)に規定する手数料を納付するとき(軽減を受ける者を含む者の共有に係るときを除く。)は、願書若しくは国際予備審査請求書に国以外の者の持分の割合を記載した書面を添付するか又は第七十八条に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第四項に規定する手数料を納付するときは、第四十三条第二項に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

5 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十二条第三項に規定する手数料を納付するときは、第五十九条に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

6 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定により法第十八条第二項(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)に規定する手数料を納付するとき(軽減を受ける者を含む者の共有に係るときに限る。)は、令第四条に規定する申請書に各共有者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第八十四条 令第四条に規定する申請書は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一 法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料(同表の第三欄に掲げる部分に限る。)の軽減を受ける場合 様式第三十

二 法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料(同表の第三欄に掲げる部分に限る。)の軽減を受ける場合 様式第三十一

申請人は、前項の申請書を、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書面と同時に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 願書

二 前項第二号に掲げる場合 国際予備審査請求書

3 第一項の申請書には、第二条第三項の規定にかかわらず、申請人が署名をすることを要しない。

(手数料に係る申告等)

第八十四条の二 第七十九条第二項の規定に該当する者は、特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者である旨及び次に掲げる事項を記載した書面を願書と同時に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一 申告をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申告に係る発明の国際出願の表示

2 前項の規定は、第八十一条第二項の規定に該当する場合に準用する。この場合において、前項中「願書」とあるのは、「国際予備審査請求書」と読み替えるものとする。

(添付書面)

第八十五条 令第四条の規定により同条に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第七十四条の二各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出しなければならない。ただし、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 第七十九条第二項及び第八十一条第二項の規定に該当する者は、特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として特許法施行規則第七十四条の二各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出しなければならない。ただし、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

附則 (施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第三章の規定は法第三章の規定の施行の日から施行する。

(令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役務)

第二条 令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役務は、信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。

附則 (昭和五三年一月一日通商産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中様式第七の改正規定及び第二条の規定は、昭和五十三年十一月二十日から施行する。

附則 (昭和五四年七月一六日通商産業省令第五五号)

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、第六十三条第五号、様式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日が特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条第二号の改正規定の施行の前日である国際出願であつて、指定手数料が納付されていないものについて同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年九月一七日通商産業省令第三三三号)

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第五十条の次に一条を加える改正規定、第七十条に一項を加える改正規定及び様式第八備考6中微生物への言及を行うときに記載すべき事項を定める部分の改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年一月二三日通商産業省令第六七号)

この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号)

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附則 (昭和五六年九月二八日通商産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十六条の規定による国際出願の願書の様式については、昭和五十七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、第六十三条第五号、様式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日が特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条第二号の改正規定の施行の前日である国際出願であつて、指定手数料が納付されていないものについて同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年九月一七日通商産業省令第三三三号)

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第五十条の次に一条を加える改正規定、第七十条に一項を加える改正規定及び様式第八備考6中微生物への言及を行うときに記載すべき事項を定める部分の改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年一月二三日通商産業省令第六七号)

この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号)

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附則 (昭和五六年九月二八日通商産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十六条の規定による国際出願の願書の様式については、昭和五十七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、第六十三条第五号、様式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日が特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条第二号の改正規定の施行の前日である国際出願であつて、指定手数料が納付されていないものについて同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年一〇月三〇日通商産業省令第六九号)
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年三月一三日通商産業省令第五号)
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年一月三〇日通商産業省令第七五号)
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五八年一月二九日通商産業省令第九一号)
この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年二月二九日通商産業省令第一号)
この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることである。
附 則 (昭和五九年七月一〇日通商産業省令第四六号)
この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年十二月二日通商産業省令第九三三号)
この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願については、この省令による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四條第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日がこの省令の施行の前日である国際出願については、第二条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十七条の改正規定及び第三十七条の次に一条を加える改正規定は適用しない。
附 則 (昭和六〇年九月一三日通商産業省令第三三三号)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)の一部の施行の日(昭和六十年十月一日)から施行する。
附 則 (昭和六〇年二月二一日通商産業省令第七五号)
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
附 則 (昭和六一年一月三〇日通商産業省令第二二号)
この省令は、昭和六十一年二月一日から施行する。
附 則 (昭和六二年五月二八日通商産業省令第三六号)
この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。
附 則 (昭和六三年八月三一日通商産業省令第四〇号)
この省令は、昭和六十三年九月十六日から施行する。
附 則 (平成元年四月二五日通商産業省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年三月二五日通商産業省令第一三三号)
この省令は、平成三年六月一日から施行する。
附 則 (平成三年十二月二四日通商産業省令第八一〇号)
この省令は、平成四年一月一日から施行する。
附 則 (平成四年六月二九日通商産業省令第四二二号)
この省令は、平成四年七月一日から施行する。
附 則 (平成六年三月二四日通商産業省令第一四四号)
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

3 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。
附 則 (平成六年六月二七日通商産業省令第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。
附 則 (平成七年十二月一八日通商産業省令第一〇五号)
この省令は、平成八年一月一日から施行する。
附 則 (平成八年九月二一日通商産業省令第六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二四日通商産業省令第二二二号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願(この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四條第二項(同法第四十六條第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む)、実用新案法第十條第三項、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。)による改正前の特許法第四十四條第二項(同法第四十六條第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。))第九條第一項において準用する場合を含む)、平成五年旧実用新案法第八條第三項、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。))による改正前の特許法(以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。))第四十五條第六項若しくは第五十三條第四項(昭和六十年旧特許法第一百五十九條第一項(昭和六十年旧特許法第七十四條第一項(昭和六十年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。))第四十五條において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。))、昭和六十年旧特許法第六十一條の三(含む。))、昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。))又は平成五年改正法附則第五條第六項において準用する同條第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。))に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。))の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九條第一項、第三十一條第一項及び第三十三條中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。
附 則 (平成九年五月二九日通商産業省令第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。
附 則 (平成九年十二月二五日通商産業省令第一二四号)
この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号)
(施行期日)
1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十四條の二の規定は、この省令の施行後に国際予備審査の請求がされる国際出願について適用する。
附 則 (平成一〇年二月一八日通商産業省令第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年一〇月三〇日通商産業省令第六九号)
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年三月一三日通商産業省令第五号)
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年一月三〇日通商産業省令第七五号)
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五八年一月二九日通商産業省令第九一号)
この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年二月二九日通商産業省令第一号)
この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることである。
附 則 (昭和五九年七月一〇日通商産業省令第四六号)
この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年十二月二日通商産業省令第九三三号)
この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願については、この省令による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四條第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日がこの省令の施行の前日である国際出願については、第二条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十七条の改正規定及び第三十七条の次に一条を加える改正規定は適用しない。
附 則 (昭和六〇年九月一三日通商産業省令第三三三号)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)の一部の施行の日(昭和六十年十月一日)から施行する。
附 則 (昭和六〇年二月二一日通商産業省令第七五号)
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
附 則 (昭和六一年一月三〇日通商産業省令第二二号)
この省令は、昭和六十一年二月一日から施行する。
附 則 (昭和六二年五月二八日通商産業省令第三六号)
この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。
附 則 (昭和六三年八月三一日通商産業省令第四〇号)
この省令は、昭和六十三年九月十六日から施行する。
附 則 (平成元年四月二五日通商産業省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年三月二五日通商産業省令第一三三号)
この省令は、平成三年六月一日から施行する。
附 則 (平成三年十二月二四日通商産業省令第八一〇号)
この省令は、平成四年一月一日から施行する。
附 則 (平成四年六月二九日通商産業省令第四二二号)
この省令は、平成四年七月一日から施行する。
附 則 (平成六年三月二四日通商産業省令第一四四号)
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

3 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。
附 則 (平成六年六月二七日通商産業省令第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。
附 則 (平成七年十二月一八日通商産業省令第一〇五号)
この省令は、平成八年一月一日から施行する。
附 則 (平成八年九月二一日通商産業省令第六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二四日通商産業省令第二二二号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願(この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四條第二項(同法第四十六條第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む)、実用新案法第十條第三項、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。)による改正前の特許法第四十四條第二項(同法第四十六條第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。))第九條第一項において準用する場合を含む)、平成五年旧実用新案法第八條第三項、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。))による改正前の特許法(以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。))第四十五條第六項若しくは第五十三條第四項(昭和六十年旧特許法第一百五十九條第一項(昭和六十年旧特許法第七十四條第一項(昭和六十年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。))第四十五條において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。))、昭和六十年旧特許法第六十一條の三(含む。))、昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。))及び昭和六十年旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。))又は平成五年改正法附則第五條第六項において準用する同條第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。))に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。))の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九條第一項、第三十一條第一項及び第三十三條中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。
附 則 (平成九年五月二九日通商産業省令第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。
附 則 (平成九年十二月二五日通商産業省令第一二四号)
この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号)
(施行期日)
1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十四條の二の規定は、この省令の施行後に国際予備審査の請求がされる国際出願について適用する。
附 則 (平成一〇年二月一八日通商産業省令第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月二五日通商産業省令第九〇号）

1 この省令は、特許協力条約に基づく規則第八十九規則の三が効力を生ずる日から施行する。ただし、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロ中「十一」を「十」に改める改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。

2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロ中「十一」を「十」に改める改正規定の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年四月二二日通商産業省令第五五号）

この省令は、平成十一年四月十五日から施行する。

附則（平成一二年二月二八日通商産業省令第一三二号）抄

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第八八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第八九号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附則（平成一二年一月二〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一二年二月二二日通商産業省令第四〇〇号）

1 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一三年二月二七日経済産業省令第一三三号）

この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附則（平成一三年五月三一日経済産業省令第一六六号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附則（平成一三年二月二七日経済産業省令第二四五号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一日経済産業省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年二月二一日経済産業省令第一五三三号）抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

（以下「新国際出願法施行規則」という。）第五

条、第十六条第二項、第二十一条第四項、第三

十号第一号及び第二号、第三十八条第二項、第

四十条の二、第四十条の三、第四十一条第一

項、第五十条第一項、第五十三条の二、第五十

四条の二、第五十五条の二、第五十六条第二

項、第七十八条の二、第七十九条第一項並びに

第八十一条第二項の規定は、この省令の施行後

にする国際出願について適用し、この省令の施

行前にした国際出願については、なお従前の例

による。

2 新国際出願法施行規則第五十二条、第五十三

条第三項及び第八十条第二号の規定は、この省

令の施行後にする国際予備審査の請求について

適用し、この法律の施行前にした国際予備審査

の請求については、なお従前の例による。

3 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法

律第二十六号）の施行前にした実用新案登録出

願（同法附則第五条第一項の規定によりした新

実用新案登録出願を除く。）については、新国

際出願法施行規則第五十条の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国

際出願について、手数料を納付する場合におけ

る当該手数料の額及びそれらの手数料の納付の

補正並びに手数料の一部返還については、新国

際出願法施行規則第三十一条の二、第三十六

条の二及び第八十条の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

附則（平成一六年三月二日経済産業省

令第二八号）抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する

法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）

から施行する。

附則（平成一六年四月二〇日経済産業

省令第六一号）

この省令は、平成十六年四月二十八日から施

行する。

附則（平成一七年三月二四日経済産業

省令第二五号）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施

行する。

附則（平成一七年三月二四日経済産業

省令第二五号）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施

行する。

附則（平成一七年三月二四日経済産業

省令第二五号）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施

行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に

「新国際出願法施行規則」という。）第四十一

条第二項の規定は、この省令の施行後にする国際

出願について適用し、この省令の施行前にした

国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第七十条第五項の規定

は、この省令の施行後にする国際予備審査の請

求について適用し、この省令の施行前にした国

際予備審査の請求については、なお従前の例に

よる。

附則（平成一七年一〇月三日経済産業

省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月三日から施行す

る。

附則（平成一八年三月三一日経済産業

省令第三四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行す

る。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国

際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号

の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

施行規則第八十条第一号の規定は、平成十七年

十月一日以後にされた国際出願について適用す

る。

附則（平成一九年三月三〇日経済産業

省令第二六号）抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施

行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法

律施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条

約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の

規定は、この省令の施行後にする国際出願につ

いて適用し、この省令の施行前にした国際出願

については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二八日経済産業

省令第六四号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行す

る。

附則（平成二〇年六月一六日経済産業

省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年七月一日から施行す

る。

（経過措置）

2 この省令による改正後の特許協力条約に基づ

く国際出願等に関する法律施行規則第八十条第

二

項

の

規

定

は

一号イの規定は、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日経済産業省令第九〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第四十五条から第四十五条の四まで及び第七十条の規定は、この省令の施行の日以後にする追加手数料異議の申立てについて適用し、この省令の施行の前には追加手数料異議の申立てについては、なお従前の例による。

附則（平成二一年六月二二日経済産業省令第三五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新規規則」という。）第三十五条第三項の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四條第一項若しくは第三項又は第五條第二項の規定により認定された国際出願日（以下「国際出願日」という。）がこの省令の施行の日以後である国際出願について適用し、国際出願日がこの省令の施行の前である国際出願については、なお従前の例による。

2 新規規則第五十条の第三項、第四項、第六項及び第八項から第十一項まで、並びに第七十条第五項の規定並びに新規規則第十五の備考1及び4（配列表に係る部分に限る。）、様式第十五の二の備考1及び2（配列表に係る部分に限る。）、様式第二十六の備考2並びに様式第二十六の二の備考2については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の前には特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の前には特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

3 新規規則第八十条第一号イの規定については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、この省令の施行の前には特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（平成二二年二月二二日経済産業省令第七〇号）
（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行（経過措置）

2 この省令による改正後の様式第二十一及び様式第二十一の二については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の前には特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

附則（平成二二年六月二二日経済産業省令第三五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則（平成二二年一月一〇日経済産業省令第五六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一〇月二八日経済産業省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二八日経済産業省令第七二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二四年五月一〇日経済産業省令第三七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十三條の三の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間の満了の日から六月の期間がこの省令の施行の日以後に満了する書面について適用する。

2 国際出願日がこの省令の施行の前である国際出願について法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間の満了の日から六月の期間がこの省令の施行の日以後に満了する書面について適用する。

附則（平成二四年八月三一日経済産業省令第六五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中様式第七及び様式第七の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定（様式第七及び第七の二は除く。）は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附則（平成二四年一月三〇日経済産業省令第八六号）
この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月一七日経済産業省令第二号）
この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第一条の規定（特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくはは産業活力の再生

及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五十七條を削る改正規定、同令第六十九條第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六條」を削る改正規定、同令様式第四四備考6中「第31條の2」の規定により特許法第195條の2の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8條第二項若しくは」を加え、「若しくはは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57條」を削る改正規定、同備考中「特許法第195條の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8條第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57條の規定による審査請求料の1/2軽減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8條第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56條」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109條の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8條第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56條の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。）、第四条の規定及び第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8條第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56條の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109條の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する

する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第六条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（次項において「新国際出願法施行規則」という。）第二十八条の三の規定は、この省令の施行後にする国際出願については、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する特許法第九十五条第十三項の規定は、この省令の施行前に第六十二条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十二条第二項において準用する旧特許法第九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

附則（平成二十七年六月二二日経済産業省令第五一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十九条の規定は、施行日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、施行日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月二五日経済産業省令第三六号）
（施行期日）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年六月三〇日経済産業省令第八〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十一条の四の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年六月二三日経済産業省令第四八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十一条の二及び第八十二条第一項の表第二号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号）
（施行期日）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附則（平成三一年二月二二日経済産業省令第二二号）抄
（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月一四日経済産業省令第一五号）
（施行期日）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十三条の二の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にする国際予備審査の請求について適用し、施行日前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二五日経済産業省令第五九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）の規定（第七十三条の三第三項を除く。）は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第七十三条の三第三項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年六月一六日経済産業省令第五二号）
（施行期日）

この省令は、公布日から施行する。

附則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄
（施行期日）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

附則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）
（施行期日）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号）抄
（施行期日）

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十条の三、第七十条第六項及び第七十九条の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十三条の三第一項、第四項及び第五項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。

附則（令和四年一〇月三一日経済産業省令第八〇号）抄
（施行期日）

この省令は、令和四年一〇月三十一日経済産業省令第八〇号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にする国際出願及び国際予備審査請求について適用し、施行日前にした国際出願及び国際予備審査請求については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年二月二六日経済産業省令第一〇三号)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号) 抄

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十八条の三の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十九条第一項に規定する規則2、4(a)に規定する優先期間を経過した日がこの省令の施行の日以後である場合について適用し、その経過した日がこの省令の施行の前である場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年二月一八日経済産業省令第五八号)

(施行期日)
1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(調整規定)
2 この省令及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年経済産業省令第八十号)第一条の規定により改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する

る省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。

様式第1 (第6条関係)

様式第1 (第6条関係) (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置

代理人(代表者) 氏 姓

特許庁長官

1 国際出願の类别

2 出願人(代表者)

氏 名(名称)

あ て 名

所 在 地

3 属国の内 容

属した代理人(代表者)

氏 名(名称)

あ て 名

4 代 理 人

氏 名

あ て 名

5 特許事務の名称

(1) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(2) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(3) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(4) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(5) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(6) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(7) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(8) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(9) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(10) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(11) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(12) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(13) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(14) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(15) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(16) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(17) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(18) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(19) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(20) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(21) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(22) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(23) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(24) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(25) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(26) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(27) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(28) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(29) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(30) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(31) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(32) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(33) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(34) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

(35) 代理人(代表者)の委任状を添付する欄(1番)

様式第2の2 (第4条関係) (印) (上欄を記入し、印、署名欄に印を捺す)
 印
 NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY
 To: Commissioner of the Patent Office
 1. Identification of the Instrumental Application
 2. Applicant (Contract Representative)
 Name: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Country of residence: _____
 3. Agent (Contract Representative) Withdrawn
 Name: _____
 Address: _____
 4. Agent
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 5. List of Attached Documents
 (i) certificate of revocation of power of attorney : 1 copy
 印 ()
 (備考)
 1. 代理人 (代表者) の署名を捺するときは、当該「NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY」の「Agent (Contract Representative) (契約代表者)」欄 (以下「Agent (Contract Representative) Remarks」) とする。
 2. 国際特許条約又は国際特許条約締結国に付する代理人の署名は当該条約に準じて、Agent (Contract Representative) Withdrawn (本欄) の形式 (Scope of power of Attorney) の欄を捺して、その旨を記載する。
 3. その他は、特許法第10条第1項から第5項、第11、12、13、14、第22条第1項及び特許法第21条の第1項から第5項まで、1及び4と同様とする。

様式第2の3 (第4条の2関係) (印) (上欄を記入し、印、署名欄に印を捺す)
 印
 特許庁長官 宛
 代理人 署名 欄
 1. 国際特許の表示
 2. 出願人 (代表者)
 氏名 (名称) _____
 あて先 _____
 国 籍 _____
 住所 _____
 3. 発注の内情
 発注した代理人
 氏 名 _____
 あて先 _____
 4. 代理人
 氏 名 _____ (署名: _____)
 あて先 _____
 5. 専任代理人
 氏 名 _____ (署名: _____)
 あて先 _____
 6. 添付書類の名称
 (i) 専任代理人の署名を捺する書類 : 1通
 印 ()
 (備考)
 1. 「印」は、発注者、代理人、代理人専任代理人のそれぞれについてのみを捺す。
 2. 国際特許条約又は国際特許条約締結国に付する代理人の署名は当該条約に準じて、「発注の内情」の欄に「専任代理人の代理権の範囲」の欄を捺して、その旨を記載する。
 3. 「専任代理人」の欄は、その氏名を記載し、その氏名の他に「専任」として「特許法」の10条第1項を記載する。
 4. 代理人による専任代理人の署名は特許法第10条第1項第1号にない限り「専任代理人」の欄を捺すことにはならない。
 5. その他は、特許法第10条第1項から第5項まで、12、13、14、第22条第1項及び特許法第21条の第1項から第5項まで、12、13、14と同様とする。

様式第2の4 (第4条の2関係) (印) (上欄を記入し、印、署名欄に印を捺す)
 印
 NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY (SPE)
 AGENT
 To: Commissioner of the Patent Office
 1. Identification of the Instrumental Application
 2. Applicant (Contract Representative)
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Country of residence: _____
 3. Sub-Agent Appointed
 Name: _____
 Address: _____
 4. Agent
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 5. Sub-Agent
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 6. List of Attached Documents
 (i) certificate of power of attorney : 1 copy
 印 ()
 (備考)
 1. 国際特許条約又は国際特許条約締結国に付する代理人の署名は当該条約に準じて、「Sub-Agent Appointed」の欄に「Scope of power of Attorney」の欄を捺して、その旨を記載する。
 2. 「Sub-Agent」の欄は、その氏名を記載し、その氏名の他に「Agent (Contract Representative) (契約代表者)」の10条第1項を記載する。
 3. 代理人による専任代理人の署名は特許法第10条第1項第1号にない限り「Sub-Agent」の欄を捺すことにはならない。
 4. その他は、特許法第10条第1項から第5項まで、第12、13、14、第22条第1項及び特許法第21条の第1項から第5項まで、12、13、14と同様とする。

様式第2の5 (第4条の2関係) (印) (上欄を記入し、印、署名欄に印を捺す)
 印
 特許庁長官 宛
 代理人 署名 欄
 1. 国際特許の表示
 2. 出願人 (代表者)
 氏名 (名称) _____ (署名: _____)
 あて先 _____
 国 籍 _____
 住所 _____
 3. 発注の内情
 発注した代理人
 氏 名 _____
 あて先 _____
 4. 代理人
 氏 名 _____ (署名: _____)
 あて先 _____
 5. 専任代理人
 (i) 専任代理人の署名を捺する書類 : 1通
 印 ()
 (備考)
 1. 「印」は、発注者、代理人、代理人専任代理人、発注した代理人のそれぞれについてのみを捺す。
 2. 国際特許条約又は国際特許条約締結国に付する代理人の署名は当該条約に準じて、「発注の内情」の欄に「専任代理人の代理権の範囲」の欄を捺して、その旨を記載する。
 3. その他は、特許法第10条第1項から第5項まで、12、13、14、第22条第1項及び特許法第21条の第1項から第5項まで、12、13、14と同様とする。

様式第2の6 (第6条の2関係) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙)

NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY (SUB-AGENT)

To: Commissioner of the Patent Office

1. Identification of the Entrusted Application

Applicant (Entrusted Representative)

Name: _____

Address: _____

Country of nationality: _____

Country of residence: _____

2. Sub-Agent Withdrawal

Name: _____

Address: _____

3. Agent (Sub-Agent)

Name: _____

Address: _____

Signature: _____

4. List of Attached Documents

(1) certificate of power of attorney: 1 copy

(2) _____

(備考)

1. 本人が委任を撤回する場合は、委任状（「NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY」）の宛先を「Sub-Agent Withdrawal」とし「Sub-Agent Withdrawal」の宛先を「Sub-Agent Withdrawal」とする。
2. 国際特許協定又は国際特許条約締結国に對する代理人の委任状は委任状提出の上、Sub-Agent Withdrawal (Revoked) の宛先（Power of Attorney）の欄に記載して提出される。
3. その他は、特許法第10条から15条まで、9、13、14、20及び、特許法第10条の2第1項から3項まで、2及び9、特許法第10条の2第3項並びに特許法第10条の2第4項並びに特許法第10条の2第5項。

様式第2の7 (第6条の3関係) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙)

SUBSTITUTION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1. Power Signifying Agent

Name: _____

Address: _____

Country of nationality: _____

Country of residence: _____

2. Agent (Sub-Agent) Appointed

Name: _____

Address: _____

3. Agent (Sub-Agent)

Name: _____

Address: _____

Signature: _____

4. List of Attached Documents

(1) certificate of general power of attorney: 1 copy

(2) _____

(備考)

1. 委任した者が代理人であるときは、(1)署名及び(1)署名を捺印するに及ぶ。
2. 国際特許協定又は国際特許条約締結国に對する委任状は委任状提出の上、(1)署名の捺印、(2)署名を捺印する。
3. 「(2) 代理人の委任を委任する事項」は、必要に応じて左欄により作成する。
(2) 代理人の委任
目的: _____
署名(捺印): _____

すべての欄は任意に記入する手続について、委任状 (1) 代理人に委任したことに従って記入する。

様式第2の8 (第6条の3関係) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙) 中文書式(表紙)

SUBSTITUTION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1. Power Signifying Agent

Name: _____

Address: _____

Country of nationality: _____

Country of residence: _____

2. Agent (Sub-Agent) Appointed

Name: _____

Address: _____

3. Agent (Sub-Agent)

Name: _____

Address: _____

Signature: _____

4. List of Attached Documents

(1) certificate of general power of attorney: 1 copy

(2) _____

(備考)

1. 委任した者が代理人であるときは、(1)署名及び(1)署名を捺印するに及ぶ。
2. 国際特許協定又は国際特許条約締結国に對する委任状は委任状提出の上、(1)署名の捺印、(2)署名を捺印する。
3. 「(2) 代理人の委任を委任する事項」は、必要に応じて左欄により作成する。
(2) 代理人の委任
目的: _____
署名(捺印): _____

General Power of Attorney (Sub-Agent)

I/We _____

do hereby appoint _____

as my/our agent (sub-agent), to act for me/us in the foregoing case.

certifying of stamp / cert International Applications
 Date: _____
 Signature: _____
 4. 本会社、特許第1の発明者1から5名まで、9、10、11、12及び13、特許第2の発明者1から5名まで、9、10、11、12及び13、特許第3の発明者1及び2と同等とする。

様式第2の9 (第6条の3関係)

様式第2の9 (第6条の3関係) (Notarization Form, Notary Public Office)
 7. 本発明の発明者1から5名まで、9、10、11、12及び13、特許第2の発明者1及び2と同等とする。

1. 委任した者 (本人) (Name: _____)
 氏名 (英名)
 氏名 (和名)
 職名
 住所

2. 委任の内容
 委任した (役) 代理人
 氏名
 氏名 (漢字)
 氏名 (カタカナ)

3. 委任の期限
 (日) (月) (代理人の委任を認める期限) 1 通
 迄 (通)

4. 委任の理由
 (日) (月) (委任の理由を認める期限) 1 通
 迄 (通)

5. 委任の効力
 (日) (月) (委任の効力を認める期限) 1 通
 迄 (通)

6. 委任の取消
 (日) (月) (委任の取消を認める期限) 1 通
 迄 (通)

7. 委任の撤回
 (日) (月) (委任の撤回を認める期限) 1 通
 迄 (通)

8. 委任の承継
 (日) (月) (委任の承継を認める期限) 1 通
 迄 (通)

様式第2の10 (第6条の3関係)

様式第2の10 (第6条の3関係) (Notarization Form, Notary Public Office)
 7. 本発明の発明者1から5名まで、9、10、11、12及び13、特許第2の発明者1及び2と同等とする。

1. 委任した者 (本人) (Name: _____)
 氏名 (英名)
 氏名 (和名)
 職名
 住所

2. 委任の内容
 委任した (役) 代理人
 氏名
 氏名 (漢字)
 氏名 (カタカナ)

3. 委任の期限
 (日) (月) (代理人の委任を認める期限) 1 通
 迄 (通)

4. 委任の理由
 (日) (月) (委任の理由を認める期限) 1 通
 迄 (通)

5. 委任の効力
 (日) (月) (委任の効力を認める期限) 1 通
 迄 (通)

6. 委任の取消
 (日) (月) (委任の取消を認める期限) 1 通
 迄 (通)

7. 委任の撤回
 (日) (月) (委任の撤回を認める期限) 1 通
 迄 (通)

8. 委任の承継
 (日) (月) (委任の承継を認める期限) 1 通
 迄 (通)

様式第3 (第9条関係)

様式第3 (第9条関係) (Notarization Form, Notary Public Office)
 7. 本発明の発明者1から5名まで、9、10、11、12及び13、特許第2の発明者1及び2と同等とする。

1. 委任した者 (本人) (Name: _____)
 氏名 (英名)
 氏名 (和名)
 職名
 住所

2. 委任の内容
 委任した (役) 代理人
 氏名
 氏名 (漢字)
 氏名 (カタカナ)

3. 委任の期限
 (日) (月) (代理人の委任を認める期限) 1 通
 迄 (通)

4. 委任の理由
 (日) (月) (委任の理由を認める期限) 1 通
 迄 (通)

5. 委任の効力
 (日) (月) (委任の効力を認める期限) 1 通
 迄 (通)

6. 委任の取消
 (日) (月) (委任の取消を認める期限) 1 通
 迄 (通)

7. 委任の撤回
 (日) (月) (委任の撤回を認める期限) 1 通
 迄 (通)

8. 委任の承継
 (日) (月) (委任の承継を認める期限) 1 通
 迄 (通)

にその訂正する部分を示し添削を指示する。
 15 誤植の有無を調査し、誤植が認められた場合、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。
 16 その他、誤植の有無を調査し、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。

様式第 10 の 2 (第 19 条関係) (提出書類の添削、修正事項等(一部抜粋))
 提出書類の添削

提出書類の添削

- 【備考】
- 1 誤植とは、その誤り訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 2 その他は、誤植の有無を調査し、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。

様式第 11 (第 20 条関係) (提出書類の添削、修正事項等(一部抜粋))
 提出書類の添削

提出書類の添削

- 【備考】
- 1 その他の誤植とは、その訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 2 その他は、誤植の有無を調査し、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。
 - 3 誤植とは、その訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 4 誤植とは、その訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 5 誤植とは、その訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 6 その他、誤植の有無を調査し、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。

様式第 11 の 2 (第 20 条関係) (提出書類の添削、修正事項等(一部抜粋))
 提出書類の添削

提出書類の添削
ABSTRACT

- 【備考】
- 1 誤植とは、その訂正が容易でない (Textile, [Textile]、[Textile]、[Textile]、Textile on Art) 等の誤植又は綴り間違い、文字の順序を訂正できない。
 - 2 その他は、誤植の有無を調査し、訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。訂正が可能な限り訂正を指示する。

様式第11の7 (第29条の2、第22条の2、第28条の4、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)

様式第11の7 (第29条の2、第22条の2、第28条の4、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)

特許手続 略 期
1 出願書類の表紙
2 出願人(代表者) 氏名(名称) (署名) _____
3 代理人 氏名 住所 (署名) _____

1 特許法の第1項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第1項の規定による発明)」とし、特許法の第2項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第2項の規定による発明)」とし、特許法の第3項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第3項の規定による発明)」とし、特許法の第4項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第4項の規定による発明)」とし、特許法の第5項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第5項の規定による発明)」とする。

2 特許法の第6項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第6項)とし、特許法の第7項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第7項)とし、特許法の第8項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第8項)とし、特許法の第9項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第9項)とし、特許法の第10項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第10項)とする。

3 特許法第47条の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第47条)とする。

て特許法第47条についての特許手続の目的を定めて、出及び戻りについての特許手続の目的を定めて提出し、特許手続の目的を定めて提出する特許手続の目的は、出及び戻りの発明の戻りについて特許手続の目的を定めて提出する特許手続の目的(特許法第47条)とし、特許手続の目的を定めて提出する特許手続の目的は、特許手続の目的を定めて提出する特許手続の目的(特許法第47条)とする。

様式第11の8 (第22条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)

様式第11の8 (第22条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係)

To: Commissioner of the Patent Office
(To: Examiner of the Patent Office)
1 Identification of the International Application
2 Applicant (Contract Representative)
Name: _____
Address: _____
Country of nationality: _____
3 Agent
Name: _____
Address: _____
4 Date of Filing
5 Subject Matter of Content
6 List of Attached Documents

1 特許法の第2項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第2項)とし、特許法の第3項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第3項)とし、特許法の第4項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第4項)とし、特許法の第5項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第5項)とする。

2 特許法の第6項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第6項)とし、特許法の第7項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第7項)とし、特許法の第8項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第8項)とし、特許法の第9項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第9項)とする。

3 特許法第47条の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第47条)とする。

様式第12 (第29条の2、第29条の7及び第29条の8関係)

様式第12 (第29条の2、第29条の7及び第29条の8関係)

特許手続 略 期
1 出願書類の表紙
2 出願人(代表者) 氏名(名称) (署名) _____
3 代理人 氏名 住所 (署名) _____

1 特許法の第1項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第1項の規定による発明)」とし、特許法の第2項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第2項の規定による発明)」とし、特許法の第3項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第3項の規定による発明)」とし、特許法の第4項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第4項の規定による発明)」とし、特許法の第5項の規定による発明を提出するに当たっては「発明書(特許法の第5項の規定による発明)」とする。

2 特許法の第6項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第6項)とし、特許法の第7項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第7項)とし、特許法の第8項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第8項)とし、特許法の第9項の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第9項)とする。

3 特許法第47条の規定による発明を提出するに当たっては「特許手続の目的」(特許法第47条)とする。

様式第15の2の4 (第28条の3関係) (申請書等+2紙、付随書等+1紙書面+1紙書面)

特許庁長官 宛

特許出願の通知

1 出願人 (氏名)

氏名 (英訳) (漢字: _____)

あて先
番 号
住 所

2 代理人

氏 名 (漢字: _____)

あて先
番 号

3 出願書中の発明名称

5 出願の理由

6 出願書類の添付

【備考】 様式第15の2の4の第1から第6号まで、15の15号まで、17、18、20及び21、様式第2の2の第1、3及び4、様式第15の2の第1から第4号までの出願書に及びて印刷される。

様式第15の2の5 (第28条の3関係) (申請書等+2紙、付随書等+1紙書面+1紙書面)

特許庁長官 宛

REASON FOR RESUBMISSION OF APPLICATION FOR PATENT

1 Identification of the Document

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Current Representative)

Name: _____

Address: _____

Country of nationality: _____

Country of residence: _____

3 Agent

Name: _____

Address: _____

4 Reason for resubmission

5 Reason for continuation

6 List of Attached Documents

【備考】 様式第15の2の5の第1から第6号まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の第1から第4号まで、15及び16、様式第15の2の第1から第4号までの出願書に及びて印刷される。様式第15の2の第1から第4号までの出願書に及びて印刷される。

様式第15の3 (第29条の10関係) (申請書等+2紙、付随書等+1紙書面+1紙書面)

特許庁長官 宛

特許出願の通知

1 出願人 (氏名)

氏名 (英訳) (漢字: _____)

あて先
番 号
住 所

2 代理人

氏 名 (漢字: _____)

あて先
番 号

4 取下げの内容

【備考】 1 特許出願1項の通知による通知が特許権の取下げを行うときは、通知は「通知が特許権の取下げを通知する」とする。
2 「取下げの内容」欄には、特許出願中の通知が特許権の取下げを行うに必要とする事項を記載する。この場合において、同一特許出願に2以上の特許権が存するときは、特許権(権利)のように記載する。
3 特許出願1項以上の特許権の取下げを通知するときは、その特許出願中の特許権の取下げ通知に「特許出願中の特許権の取下げ通知」のように入力する。
4 特許出願1項以上の特許権の取下げを通知するときは、その通知が特許権の取下げ通知に「特許出願中の特許権の取下げ通知」のように入力する。
5 本通知は、様式第15の3の第1から第4号まで、17、18、20及び21、様式第2の2の第1から第4号までの出願書に及びて印刷される。

様式第15の4 (第29条の10関係) (申請書等+2紙、付随書等+1紙書面+1紙書面)

特許庁長官 宛

WITHDRAWAL OF UNRESOLVED PART

1 Identification of the Document

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Current Representative)

Name: _____

Address: _____

Country of nationality: _____

Country of residence: _____

3 Agent

Name: _____

Address: _____

4 Subject Matter of Withdrawal

【備考】 様式第15の4の第1から第4号まで、17、18、20及び21、様式第2の2の第1から第4号までの出願書に及びて印刷される。

様式第21の4 (第53条の2関係) (Form No. 21-4, Relationship with Article 53-2)

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULES 10)

- To: Commissioner of the Patent Office
- 1. Identification of the International Application
 - Name: _____
 - Address: _____
 - Country of nationality: _____
- 2. Applicant (Applicant Name)
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 3. Agent
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 4. Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

【備考】
 1. (Request to Postpone Start of International Preliminary Examination) の欄には、国際条約の第1条に規定する期間が満了した後に国際予備審査を希望するときは本条の規定を適用する。
 2. 本条は、条式第1の欄から第3の欄まで、第13、14、20条及び、条式第1の2の欄から第4の欄まで、第25条、条式第2の欄の欄から条式第2の4の欄まで及びその関係する条式第2の4の欄まで適用する。

様式第22 (第59条関係) (Form No. 22, Relationship with Article 59)

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULES 10)

- To: Commissioner of the Patent Office
- 1. Identification of the Patent Office
 - Name: _____
 - Address: _____
 - Country of nationality: _____
- 2. Applicant (Applicant Name)
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 3. Agent
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 4. Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

【備考】
 1. (Request to Postpone Start of International Preliminary Examination) の欄には、国際条約の第1条に規定する期間が満了した後に国際予備審査を希望するときは本条の規定を適用する。
 2. 本条は、条式第1の欄から第3の欄まで、第13、14、20条及び、条式第1の2の欄から第4の欄まで、第25条、条式第2の欄の欄から条式第2の4の欄まで適用する。

様式第22の2 (第59条関係) (Form No. 22-2, Relationship with Article 59)

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULES 10)

- To: Commissioner of the Patent Office
- 1. Identification of the Patent Office
 - Name: _____
 - Address: _____
 - Country of nationality: _____
- 2. Applicant (Applicant Name)
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 3. Agent
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 4. Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

【備考】
 1. (Request to Postpone Start of International Preliminary Examination) の欄には、国際条約の第1条に規定する期間が満了した後に国際予備審査を希望するときは本条の規定を適用する。
 2. 本条は、条式第1の欄から第3の欄まで、第13、14、20条及び、条式第1の2の欄から第4の欄まで、第25条、条式第2の欄の欄から条式第2の4の欄まで適用する。

様式第23 (第62条関係) (Form No. 23, Relationship with Article 62)

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULES 10)

- To: Commissioner of the Patent Office
- 1. Identification of the Patent Office
 - Name: _____
 - Address: _____
 - Country of nationality: _____
- 2. Applicant (Applicant Name)
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 3. Agent
 - Name: _____
 - Signature: _____
- 4. Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

【備考】
 1. (Request to Postpone Start of International Preliminary Examination) の欄には、国際条約の第1条に規定する期間が満了した後に国際予備審査を希望するときは本条の規定を適用する。
 2. 本条は、条式第1の欄から第3の欄まで、第13、14、20条及び、条式第1の2の欄から第4の欄まで、第25条、条式第2の欄の欄から条式第2の4の欄まで適用する。

様式第23の2 (第6条関係)

様式第23の2 (第6条関係) 領事館長官へ送る。申請書及び申請書に添付する書類は、申請書及び申請書に添付する書類を指す。申請書に添付する書類は、申請書に添付する書類を指す。

To: Director of the Pilot Office
 Identification of the International Applicant
 Applicant (Contract Representative)
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Agent: _____ Signature: _____
 Name: _____
 Address: _____
 Date of Notification
 Subject Matter of Entry Agreement
 List of Attached Documents

1. 申請書は、当該国及び当該国以外の各当事者に対しては「附属的」として、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

2. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

3. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

様式第24 (第6条関係)

様式第24 (第6条関係) 申請書及び申請書に添付する書類は、申請書及び申請書に添付する書類を指す。申請書に添付する書類は、申請書に添付する書類を指す。

臨時検査官
 1. 臨時検査官
 2. 試験人 (代官)
 氏名 (英字) _____ (漢字) _____
 氏名 (漢字) _____ (英字) _____
 氏名 (英字) _____ (漢字) _____
 氏名 (漢字) _____ (英字) _____

1. 申請書は、当該国及び当該国以外の各当事者に対しては「附属的」として、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

2. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

3. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

様式第24の2 (第6条関係)

様式第24の2 (第6条関係) 領事館長官へ送る。申請書及び申請書に添付する書類は、申請書及び申請書に添付する書類を指す。申請書に添付する書類は、申請書に添付する書類を指す。

NOTIFICATION OF REQUEST FOR PRELIMINARY EXAMINATION
 To: Consul-General of the Pilot Office
 Identification of the International Applicant
 Applicant (Contract Representative)
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Agent: _____ Signature: _____
 Name: _____
 Address: _____
 Purpose of Notification

1. 申請書は、当該国及び当該国以外の各当事者に対しては「附属的」として、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

2. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

3. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

様式第25 削除
様式第26 (第7条関係)

様式第25 (第7条関係) 領事館長官へ送る。申請書及び申請書に添付する書類は、申請書及び申請書に添付する書類を指す。申請書に添付する書類は、申請書に添付する書類を指す。

1. 臨時検査官
 2. 試験人 (代官)
 氏名 (英字) _____ (漢字) _____
 氏名 (漢字) _____ (英字) _____
 氏名 (英字) _____ (漢字) _____
 氏名 (漢字) _____ (英字) _____

1. 申請書は、当該国及び当該国以外の各当事者に対しては「附属的」として、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

2. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

3. 申請書は、申請書の添付書類として提出されなければならない。申請書の添付書類は、申請書の添付書類として提出されなければならない。

様式第26の2（第77条関係）

REQUEST FOR RECOGNITION OF FOREIGN RIGHTS
 1. Identification of the Patent Office
 2. Applicant Name Information
 3. Agency Information
 4. Date of Initiation
 5. Subject Matter of the Patent

1. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 2. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 3. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 4. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 5. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)

様式第26の3（第77条の2関係）

REQUEST FOR RECOGNITION OF FOREIGN RIGHTS
 1. Identification of the Patent Office
 2. Applicant Name Information
 3. Agency Information
 4. Date of Initiation
 5. Subject Matter of the Patent

1. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 2. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 3. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 4. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 5. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)

様式第26の4（第77条の2関係）

REQUEST FOR RECOGNITION OF FOREIGN RIGHTS
 1. Identification of the Patent Office
 2. Applicant Name Information
 3. Agency Information
 4. Date of Initiation
 5. Subject Matter of the Patent

1. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 2. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 3. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 4. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 5. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)

様式第27（第78条関係）

REQUEST FOR RECOGNITION OF FOREIGN RIGHTS
 1. Identification of the Patent Office
 2. Applicant Name Information
 3. Agency Information
 4. Date of Initiation
 5. Subject Matter of the Patent

1. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 2. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 3. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 4. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)
 5. To be filled in by the Applicant (Applicant's Name, Address, Country of Residence)

様式第30 (第84条関係) (別添様式第30-1(第84条関係))
【申請者名】 学教科長候補者(学教科長候補者)
【氏名】 姓 名
【出生年月日】
【職名】
【職歴】
【職歴(申請前)
 【職歴(申請前)】
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職歴(申請前)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務】
【職務(申請前)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請中)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】

【職務(申請後)
【職務(申請前)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請中)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請後)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請前)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請中)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請後)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】

4. その他、様式第30の欄1からまで、及び付添の記載事項の欄1、2、4からまで、15、16、32及び33に記載する。

様式第31 (第84条関係) (別添様式第31-1(第84条関係))
【申請者名】 学教科長候補者(学教科長候補者)
【氏名】 姓 名
【出生年月日】
【職名】
【職歴】
【職歴(申請前)
 【職歴(申請前)】
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務】
【職務(申請前)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請中)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】
【職務(申請後)
 【氏名】
 【氏名(日本語)】
 【氏名(英語)】
 【氏名(漢字)】
 【氏名(カナ)】
 【氏名(ローマ字)】

4. その他、様式第31の欄1からまで、及び付添の記載事項の欄1からまで、4、5、6からまで、15、16、32及び33に記載する。